

事業者各位

岡崎市長 内田 康宏

不適正な契約事務の防止に向けた取組について（依頼）

平素より本市の入札・契約事務に関して格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市におきましては、令和8年5月1日の報道発表のとおり、建設工事、業務委託等の発注に際して、不適正な契約事務が執り行われていたことが発覚いたしました。日頃から本市の調達に御参加いただいております事業者の皆様へ、多大な御心配、御迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

不適正な契約事務の再発防止に向けて、各種対策を徹底してまいります。事業者の皆様におかれましては、不適正な契約事務に関与することのないよう、下記の内容について御一読いただき、本市の公平公正な調達に御協力いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

1 発覚した不適正な契約事務の概要

見積合せ¹により契約相手を決定する「随意契約」を執り行うに当たって、見積合せを行う前から任意の1者を契約相手と定め、さらにその者に他者の見積書を用意させ、あたかも適正な見積合せが行われたように取り繕っていました。

2 事業者の皆様への依頼内容

適正な契約事務の執行を確保するため、以下の事項について遵守いただきますようお願いいたします。

(1) 職員からの不適正な契約事務の協力依頼に応じないこと

¹ 複数者から見積書を取得し比較して、（原則として）見積価格の安い者を契約相手と定める行為。公平公正な見積合せのためには、見積合せに参加する者の名前及びその見積価格は、契約相手の決定まで秘密である必要があります。

本市の職員から「他者の見積書を用意してほしい。」と依頼されても、応じないでください。万一、そのような依頼を職員から受けた場合は、契約課入札係（0564-23-6067）まで御連絡ください。

(2) 他者の見積書を用意、提出しないこと

他者の見積書を用意し取りまとめて、本市に提出することはお控えください。

(3) 本市宛ての見積書を他者に渡さないこと

本市宛ての見積書は、必ず御社自身で本市に御提出ください。提出の履歴を残すため、可能な限りメール又はFAXによる提出に御協力ください。なお、御提出いただく見積書の日付は、提出期日にかかわらず、メール等により提出していただいた日を御記入ください。

3 不適正な契約事務を行った場合のペナルティ

今後発注される案件において、不適正な契約事務が再び行われていた場合、当該案件の不適正な契約事務に関与した事業者に対するペナルティの新設を検討しております。詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

（担当 岡崎市総務部契約課 入札係 0564-23-6067）